

# 農用地区域内における開発行為の許可

令和 5 年 8 月

宮城県北部地方振興事務所

(目次)

はじめに	1
第1 開発行為の概要	2
1 制度概要	2
2 農用地区域内における開発行為に対する許可	5
3 許可不要の行為	5
4 許可申請から許可までの流れ	8
5 許可申請	8
6 市町村長の意見	10
7 許可の基準に基づく審査	11
8 許可又は不許可の決定	14
9 開発行為の確認	16
10 国又は地方公共団体の法定協議	17
11 標準処理期間	18
第2 関係様式	19
様式第1号：開発行為許可申請書	20
様式第2号：市町村長の意見書	23
様式第3号：宮城県知事（北部地方振興事務所）の審査票	24
様式第4号：宮城県農業会議会長宛て諮問	25
様式第5号の1：許可書	29
様式第5号の2：許可通知（市町村長宛て）	31
様式第6号の1：不許可書	32
様式第6号の2：不許可通知（市町村長宛て）	34
様式第7号：開発行為の工事進捗状況報告書	35
様式第8号：開発行為の工事完了報告書	36
様式第9号：開発行為の工事中止・廃止報告書	37
様式第10号：開発協議書	38
様式第11号：同意書	41
第3 法令等根拠（開発行為のみ原文のまま抜粋）	42
■農業振興地域の整備に関する法律	42
■農業振興地域の整備に関する法律施行規則	43
■農業振興地域制度に関するガイドライン	47
■農業振興地域の整備に関する法律の事務取扱要領	54

## はじめに

本書の目的は、農用地区域における開発行為の許可について、各手続きの項目ごとに、法令、ガイドライン及び事務処理要領を整理し、円滑な業務の推進の一助を担うことです。

管内における開発行為の許可の申請件数は、平成26年度に1件、平成30年度の1件となっています。このように、農業振興地域制度の運用において、開発行為の許可に携わることは、ほとんどありませんが、開発行為を理解することは、農業振興地域制度の認識を深めることに役立ちます。

また、各項目には、法令等根拠及び参考様式について、それぞれ【 】書及び〈 〉書で記載していますので御参照願います。

なお、管内には、指定市町村がないため、その説明を割愛しています。

本書における略称は、次のとおりとします。

- 「**法**」：農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）
- 「**規則**」：農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年農林省令第45号）
- 「**ガイドライン**」：農業振興地域制度に関するガイドライン（平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知）
- 「**参考様式集**」：農業振興地域制度に関する参考様式集（平成12年7月14日付け12-13農林水産省構造改善局計画部地域計画課長通知）
- 「**事務取扱要領**」：農業振興地域の整備に関する法律の事務取扱要領（平成12年4月3日施行）
- 「**参考文献**」：「改訂版農業振興地域の整備に関する法律の解説」農業振興地域制度研究会編集、株式会社大成出版社発行、2001年4月25日第2版第1刷

# 第1 開発行為の概要

## 1 制度概要

### 農用地区域内の開発許可制度とは【法第15条の2】

- 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取、建築物の新築・増築等）をしようとする者は、市町村長を経由して、宮城県知事の許可を受ける必要がある。
- 市町村長は、許可申請書を宮城県知事へ送付する際に、意見を付すことができる。
- 国・地方公共団体が道路・農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設の整備の場合は、許可不要である。

### 許可の基準

次のすべてを満たすことが必要である。

- ①開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと
- ②周辺の農用地等において土砂の流出又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがないこと
- ③周辺の農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがないこと

### 開発許可が不要な場合

- ①国・地方公共団体が道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設（法定協議の対象施設※を除く。）の用に供するために行う行為

※学校、病院、社会福祉施設、庁舎及び宿舎

- ②土地改良事業として行う行為
- ③農地転用の許可に係る土地を許可目的に供するために行う行為
- ④農作物栽培高度化施設の用に供するために行う行為
- ⑤農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画に定める目的に供するために行う行為
- ⑥非常災害の応急のための行為
- ⑦通常の管理行為、軽易な行為その他の行為
- ⑧公共性が特に高いと認められる事業のうち道路、河川、鉄道等の線的・点的施設の整備等

### 許可の手続き



※開発行為に30アール超の農地を含むとき、あらかじめ、宮城県農業会議の意見を聴かなければならない

### 開発許可が不要な場合の除外手続きの有無

開発行為後の土地利用

- |                       |                                    |
|-----------------------|------------------------------------|
| ○農地、農業用施設用地、土地改良施設用地等 | →除外手続き不要（適切な用途区分とする）               |
| ○農用地等として利用困難な土地       | →施設の整備前、開発行為の面積が確定した整備中又は整備後に除外手続き |

## ○趣旨

農用地区域は、長期にわたり農用地等として利用すべき土地として、慎重な手続きを経て定められた区域であるため、農業上の利用を確保するための措置が必要である。

農用地区域内にある土地のうち農地及び採草放牧地については、農地法による転用の制限があり、その許可に関する処分を行うに当たっては、農用地利用計画において指定された用途以外の用途に供されないようにしなければならないため、その農業上の利用は、確保される。

しかし、農地及び採草放牧地以外の土地については、都市計画法、森林法その他の土地に関する法律の規制のほか、農用地開発予定地等として農用地区域に含められた山林や原野であるため、農用地等として利用すべき土地を量的に確保するだけでなく、その開発行為が周辺の農用地等の利用にいかなる影響を及ぼすかという質的な問題を解決するために、昭和50年の法改正により開発行為の制限の制度が創設され、農業的土地利用の最適利用が図られるようになった。【参考文献 pp. 247-248】

### 農用地区域

農用地等として利用すべき土地の区域【法第8条第2項1号】

- ①農用地（農地及び採草放牧地）【法第3条第1号】
- ②混牧林地【法第3条第2号】
- ③農用地及び混牧林地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地【法第3条第3号】
- ④耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設の用に供される土地【法第3条第4号】

※「農用地区域」は、その現況が農用地等である土地の区域をいうのではなく、農用地等として利用すべき土地の区域を意味する点に注意を要する。すなわち、その現況が農用地等でなく、山林、原野等であっても、将来農用地等としての開発が見込まれるときは、農用地区域に含めることができるとともに、逆にその現況が農用地等であっても、将来農用地等として利用する見込みがないときは、農用地区域に含めることはできない。【参考文献 pp. 130-131】

(参考) 管内の許可実績

- 平成26年度 現況山林において土石採取
- 平成30年度 現況森林原野において公共事業で発生した建設残土の搬出先として盛り土

○開発行為の許可に当たり留意を要する事項

①許可不要の事案に該当するか？

法第15条の2ただし書の規定に該当するか？  
 ○特に、通常の管理行為・軽易な行為等（同条第8号、規則第36条）及び公共性が特に高いと認められる事業（同条第100号、規則第36条）に留意。

②申請場所が農用地か？農用地以外か？

法第3条第1号か？同号以外か？  
 ○農用地～農地法による転用の制限等があるか？  
 ○農用地以外～都市計画法、森林法その他の法律の規制があるか？

③開発行為後、農用地等として利用困難か？

農用地等として利用困難な場合は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、農用地区域から除外する必要がある。  
 ○許可不要の場合～農用地区域から除外（施設の整備前に除外することが望ましいが、開発行為の面積が確定した整備中又は整備後に除外しても差し支えない。）  
 ○許可の場合～施設の整備前に農用地区域から除外  
 ※開発行為中に農用地区域から除外することは制度上望ましくない。

用途区分		許可不要の事案	許可の事案
開発行為前	開発行為後		
農用地	農用地として利用	許可不要 農地転用の規制は？	許可 農地転用の規制は？
	農用地以外の農用地等として利用	適切な用途区分に変更	適切な用途区分に変更
	農用地等として利用困難	施設の整備前、開発行為の面積が確定した整備中又は整備後に農用地区域から除外	施設の整備前に農用地区域から除外
農用地以外の農用地等	農用地として利用	許可不要 その他の法令の規制は？	許可 その他の法令の規制は？
	農用地以外の農用地等として利用	適正な用途区分に変更 その他の法令の規制は？	適正な用途区分に変更 その他の法令の規制は？
	農用地等として利用困難	施設の整備前、開発行為の面積が確定した整備中又は整備後に農用地区域から除外	施設の整備前に農用地区域から除外

## 2 農用地区域内における開発行為に対する許可

- (1) 農用地区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、宮城県知事（北部地方振興事務所）の許可を受けなければならない。【法第15条の2本文】
- (2) ここでいう「開発行為」とは、宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。
- (3) このうち「土地の形質の変更」に該当する行為は、例示すると、次のとおりと解される。【ガイドライン第19の1】
  - イ 宅地の造成
  - ロ 土地の開墾
  - ハ 田の畑地転換、農用地間における用途の変更
  - ニ 土、岩石又は砂利の採取
  - ホ 鉱物の掘採
  - ヘ 切土、掘削、盛土、物件の集積等により土地の物理的形狀を変更する行為

<補足>木材を伐採する行為は、土地の形質の変更には該当しないことは当然であるが、伐採した木材を長期にわたって集積する行為は、通常土地の物理的形狀を変更すると考えられるので、土地の形質の変更には該当すると解される。また、水田や畑において、地ごしらえをして樹木を植栽するために植穴を掘る行為は、通常土地の形質の変更には該当すると解される。【参考文献 p. 248】

## 3 許可不要の行為

許可不要の行為のうち、代表的な行為は、次のとおりである。【法第15条の2ただし書、同条各号】

- (1) 国又は地方公共団体が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設の用に供するために行う行為【法第15条の2第1項第1号】

ただし、国又は地方公共団体が、学校、病院、社会福祉施設、庁舎及び宿舍を農用地区域内に設置する場合は、宮城県知事（北部地方振興事務所）との協議が成立することをもって、許可があったものとみなす。【法第15条の2第8項、規則第35条、詳細は、後述の「10 国又は地方公共団体の法定協議」を参照】
- (2) 土地改良事業として行う行為【法第15条の2第1項第2号、土地改良法第2条第2項】
  - イ 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の新設、管理、廃止又は変更
  - ロ 区画整理

- ハ 農用地の造成
- ニ 埋立て又は干拓
- ホ 農用地若しくは土地改良施設の災害復旧又は土地改良施設の突発事故被害の復旧
- ヘ 農用地に関する権利並びにその農用地の利用上必要な土地に関する権利、農業用施設に関する権利及び水の使用に関する権利の交換分合
- ト その他農用地の改良又は保全のため必要な事業

(3) 農地転用の許可に係る土地を許可目的に供するために行う行為【法第15条の2第1項第3号、農地法第4条第1項・第5条第1項】

〔留意事項〕

これについては、農地転用の許可に関する処分が法第17条〔農地等の転用の制限〕の規定の趣旨に従って行われるものであることから、その許可に係る目的に供するために開発行為を行う場合には改めて本制度による許可を要しないものとされている。

したがって、農地又は採草放牧地に係る開発行為であっても、農地法所定の許可を受けていない場合や、許可を受けていても、その許可の目的と異なる目的に供するために開発行為を行う場合には、本制度の許可を要すると解される。【ガイドライン第19の3の(1)】

(4) 農作物栽培高度化施設の用に供するために行う行為【法第15条の2第1項第4号、農地法第43条第2項】

〔留意事項〕

これについては、農地法第43条第1項〔農作物栽培高度化施設に関する特例〕の規定による届出で、周辺の農地に係る営農条件に著しい支障を生ずるおそれがないことが確認できることから、本制度による許可を要しないものとされている。

ただし、農作物栽培高度化施設における農作物の栽培のために通常必要不可欠な機材・設備（液肥調整用タンクや加温設備、重油タンク等）以外の施設に附帯して設置される休憩所、駐車場及び便所等の施設の整備のための開発行為は、当該届出による確認が行われないことから、本制度による許可を要するものと解されること。

なお、この場合であっても、これらの施設のうち、建築物又はその他の工作物の新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計又は築造面積が90平方メートル以下であるものについては、許可を要しないものとされていることに留意する。【ガイドライン第19の3の(2)、規則第36条第2号ニ】

(5) 農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為【法第15条の2第1項第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条】

〔留意事項〕

これについては、開発行為の許可を要しないものとされているが、宮城県知事による農用地利用集積等促進計画の認可の要件の一つとして、農用地区域内の土地であって、農用地利用集積等促進計画の権利の設定又は移転の内容が開発行為の許可をすることができない場合に該当しないとされている。【ガイドライン第19の3の(4)、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第6号ロ】



(6) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為【法第15条の2第1項第8号、規則第36条】(代表的な行為のみを記載したので、詳細は、規則第36条を参照)

イ 整地、農業用排水路の修繕その他農用地等又は土地改良施設用地若しくは農業用施設用地の施設の管理に係る行為【規則第36条第1号】

[留意事項]

これについて、次の行為は該当しないと解される。【ガイドライン第19の3の(5)の①】

○農用地の宅地への転換、農用地間における用途の変更等農用地等の用途を変更する行為

○区画整理等農用地等の用途変更を伴わないが土地の形状を著しく変更する行為

○施設の新築及び増築

○修繕に該当しない施設の改築(施設の修繕とは、施設の破損部分又は老朽部分を修復することをいう。)

ロ 農用地区域内にある土地を農用地利用計画において指定した用途に供するために行うもの【規則第36条第2号】

(イ) (ハ)に規定する建築物その他の工作物の新築、改築又は増築のために必要最小限度の宅地の造成【規則第36条第2号イ】

(ロ) 現に農用地利用計画において指定した用途に供されている土地において行う行為で、その土地の用途の変更を伴わないもの(前号に該当するものを除く。)  
【規則第36条第2号ロ】

[留意事項]

この行為は、その規模にかかわらず、許可を受けることなく行うことができるが、例えば、農用地利用計画において指定した用途が農地であって、現に水田として利用されている土地において行う、田畑転換を行うための暗きよの設置、盛土等の行為のほか、指定した用途が農地であって、現に畑として利用されている土地に、施設内部の土地が農地である温室を設置する行為も含まれる。

ただし、指定した用途が農業用施設用地であって、農業用施設として利用していた施設を撤去し、更地にした上で農業用施設を新築・改築する場合や、農業用施設用地の更地に既存施設の増築を行う場合にあっては、現に供されている土地において行う行為に当たらないため、これには該当しないと解される。

(ハ) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築で、その新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計又は築造面積が90平方メートル以下であるもの【規則第36条第2号ニ】

ハ 仮設の工作物の新築、改築又は増築【規則第36条第3号】

ニ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為【規則第36条第8号】

(7) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為【法第15条の2第1項第9号】

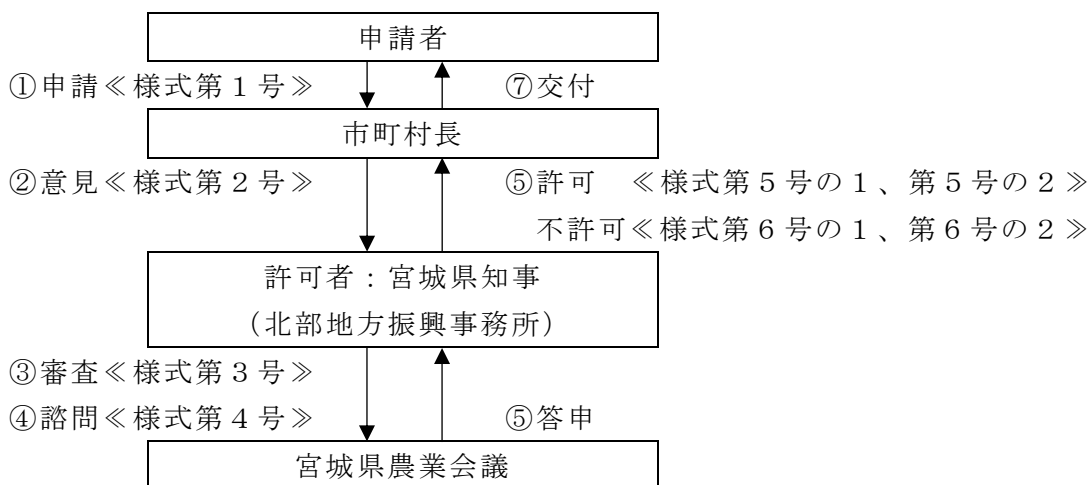
[留意事項]

これについては、当該開発行為に係る土地及び周辺の農用地等の農業上の利用

の確保を図る見地から適切な事後措置をとるよう開発行為者を指導することが適当であると解される。【ガイドライン第19の3の(6)】

- (8) 公益性が特に高いと認められる事業のうち道路、河川、鉄道等の線的・点的施設の整備等【法第15条の2第1項第10号、規則第37条】(代表的な行為のみを記載したので、詳細は、規則第37条を参照)

## 4 許可申請から許可までの流れ



※上記④について、宮城県知事（北部地方振興事務所）は、開発行為に30アールを超える農地（農作物栽培高度化施設を設置する農地も含む。）を含む土地があるとき、あらかじめ、宮城県農業会議の意見を聴かなければならない。

## 5 許可申請

### (1) 手続き

許可の申請は、当該開発行為に係る土地の所在地を管轄する市町村長を經由して、宮城県知事（北部地方振興事務所）へ提出しなければならない。【法第15条の2第1項、事務取扱要領第5の1の(1)】

### (2) 申請書

イ 申請書に記載する事項は、次のとおりである。【規則第34条第1項】《様式第1号》

- (イ) 申請者の氏名又は名称及び住所【規則第34条第1項第1号】

- (ロ) 開発行為に係る土地の所在、地番、地目及び面積【規則第34条第1項第2号】
  - (ハ) 開発行為が宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更である場合にあっては、当該土地の形質の変更後の土地の用途、開発行為が建築物その他の工作物の新築、改築又は増築である場合にあっては、新築、改築又は増築の別及び当該新築、改築又は増築後の当該建築物その他の工作物の用途及び構造の概要【規則第34条第1項第3号】
  - (ニ) 開発行為に係る工事計画の概要【規則第34条第1項第4号】
  - (ホ) 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日【規則第34条第1項第5号】
  - (ヘ) 開発行為により法第15条の2第4項各号に規定する事態が生ずることを防止するための措置の概要【規則第34条第1項第6号】
  - (ト) その他参考となるべき事項【規則第34条第1項第7号】
- ロ 申請書に添付する書類は、次のとおりである。
- (イ) 工事計画の概要【規則第34条第1項第4号】(上記(ニ)の詳細な書類)
  - (ロ) 申請者が法人である場合には、法人の登記事項証明書、定款又は寄付行為の写し、開発行為に係る取締役会議事録の写し【事務取扱要領第5の1の(2)のロ】
  - (ハ) 所有者以外の者が開発行為を行う場合には、所有者及び当該土地につき使用又は収益を目的とする権利を有する者の意向を記載した書面【事務取扱要領第5の1の(2)のニ】
  - (ニ) 開発行為に関連して法令及び条例の定めるところにより、許可、認可等を要する場合には、これを終了しているときは、その写し又はその旨を証する書面【事務取扱要領第5の1の(2)のホ】
  - (ホ) 土地の位置を示す地図(公図)及び土地の登記事項証明書【事務取扱要領第5の1の(2)のヘ】
  - (ヘ) 申請に係る土地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区との協議書又は念書【事務取扱要領第5の1の(2)のト】
  - (ト) 開発行為に係る事業の資金計画書及びこれに基づいて事業を実施するために必要な資力があることを証する書面【「開発許可申請書(様式第1号)」中「(記載注意)7」】
  - (チ) その他参考となるべき書類【事務取扱要領第5の1の(2)のチ】
    - a 申請に係る土地を開発行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面
    - b 開発行為に係る土地及びその付近の状況が分かる現況写真
    - c その他
- ハ 申請書に添付する図面は、次のとおりである。【規則第34条第2項】
- (イ) 開発行為に係る土地の位置及びその付近の状況を明らかにした図面(縮尺2万5千分の1～5千分の1程度)【規則第34条第2項第1号、事務取扱要領第5の1の(2)のイ】
  - (ロ) 開発行為が宅地の造成、土地の開墾、農用地間における用途の変更である場合にあっては、土留及び法面処理並びに工事中及び工事完了後の排水処理について、明示した図面(排水経路等)【「開発許可申請書(様式第1号)」中「(記載注意)7」】

2」】

- (ハ) 開発行為が建築物その他の工作物の新築、改築又は増築である場合にあつては、開発行為に係る土地における当該建築物その他の工作物の位置を明らかにした図面（縮尺5百分の1程度）【規則第34条第2項第2号、事務取扱要領第5の1の(2)のハ】

上記に関連して、工事完了後の排水処理について、排水経路等に明示した図面【「開発許可申請書（様式第1号）」中「（記載注意）4」】

(ニ) その他必要な図面

(3) 提出部数

正本1部（許可権者）、写し1部（市町村）。

ただし、開発行為に30アール超の農地を含む土地があるときは、正本1部（許可権者）、写し2部（市町村、宮城県農業会議）。

(4) 留意事項

イ 申請書の押印不要

各府省の行政手続きにおける押印の見直し方針（令和3年3月31日現在）において、農地水産省は、令和2年度末までに押印廃止すると内閣府へ回答しているため、押印は不要とする。後述の「9 開発行為の確認」と同じ。

ロ 開発行為に30アール超の農地を含む土地がある場合

開発行為に30アールを超える農地（農作物栽培高度化施設を設置する農地を含む。）を含む土地がある場合、後述の「8 許可又は不許可の決定」(1)イのとおり宮城県知事（北部地方振興事務所）は、許可をしようとするとき、あらかじめ、宮城県農業会議の意見を聴かなければならない。【法第15条の2第6項本文、事務取扱要領第5の1のロのなお書】

これと併せて、30アールを超える農地を転用する場合（農作物栽培高度化施設を設置する農地を含まない。）、農業委員会は、宮城県農業会議の意見を聴かなければならない。【農地法第4条第4項、第5条3項前段で準用する第4条第4項】

## 6 市長村長の意見

市町村長は、許可の申請書を受理したときは、遅滞なく、これを宮城県知事（北部地方振興事務所）に送付しなければならない。

この場合において、当該市町村長は、後述の「7 許可の基準」を参考にして、当該申請書に意見を付すことができる。【法第15条の2第3項、事務処理要領第5の1の(3)のイ】《様式第2号》

## 7 許可の基準に基づく審査

宮城県知事（北部地方振興事務所）は、当該開発行為に係る土地の所在地を管轄する市町村長を経由して、許可申請書及び市町村長の意見書を受理したときは、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づき、遅滞なく審査を開始し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを許可してはならない。【法第15条の2第4項、事務取扱要領第5の1の(4)の本文】

このとき、宮城県知事（北部地方振興事務所）は、必要に応じて現地調査を行い、審査票を作成し、許可又は不許可の判断を行う。《様式第3号》

- (1) 当該開発行為により当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること【法第15条の2第4項第1号】

[留意事項]【ガイドライン第19の5の(2)の①】

- 当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となる場合

「当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となる」場合とは、開発行為後の土地の用途が農用地等以外の用途となり、かつ、その土地に建築される建築物その他の工作物の種類、構造、規模等からみて、その土地の用途が固定化されることが確実と認められる場合その他開発行為後の土地の状態が開発行為前の土地の状態に比べて農用地等への転換可能性が低下する場合をいうものと解される。

<補足>例えば、山林をゴルフ場として造成する場合、ゴルフコースのみを捉えたと農用地等への転換可能性は、高まる認められることが多いが、それと一体不可分なものとして建設されるクラブハウス等の施設を含めて判断すると、農用地等以外の用途に固定化されることが確実と認められるので、総体として農用地等への転換可能性が低下し、許可できないことになる。

他方、山林や原野である土地において砂利等を採取する場合には、採取した後原状回復すればもちろんだが、原状回復しなくとも採取地の地続きの農用地等と水準が均一になるような場合には、「農用地等として利用することが困難となる」場合に該当しない。【参考文献 p.256】

- 市町村整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがある場合

市町村整備計画のうち農用地利用計画には、土地の農業上の用途が指定されているので、開発行為により当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となる場合には、その土地を当該指定用途に供することが困難となるため、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがある」場合に該当すると解される。

ただし、農用地区域内にある土地を現在の状態のまま利用し、又は保全することを目的として行う開発行為であって、当該開発行為により設けられる工作物（建築物を除く。）の種類、構造、規模等からみて、容易に移転し、又は除却することができる場合その他開発行為に係る土地及びその周辺の土地の農用地

等への転換の実施上妨げとなる度合いが軽いと認められる場合は、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがある」場合に該当しないと解される。

＜補足＞例えば、農用地域内にある山林において生産される木材を原料とする炭焼窯を現況山林に設置する場合や農用地域内にある山林の防火の目的で沢部に水桝を設置する場合には、通常、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがある」場合に該当しないと解される。【参考文献 p. 256】

○次の事項を踏まえて、判断されるものである。

- ・申請書の「開発行為後の土地又は建築物等の用途」が農用地等に該当するか否か。
- ・開発行為後の土地の用途が農用地等に該当している場合には、申請書に記載された工事計画に従って工事が施工されることが確実かどうか。
- ・開発行為後の土地の用途が農用地等に該当しない場合には、農用地等としての利用を困難にしないための措置が十分で、かつ、そのための工事が確実に行われるか否か並びにその開発行為に係る土地及びその周辺の土地の農用地等への転換の実施上妨げとならないか。

(2) 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等において土砂の流出又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがあること【法第15条の2第4項第2号】

〔留意事項〕【ガイドライン第19の5の(2)の②】

○耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがある場合  
「耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害」としては、土砂の流出又は崩壊のほか、洪水、溢水、湛水、飛砂、飛石、地盤の沈下等が該当すると解される。

○次の事項を踏まえて、判断されるものである。

- ・災害の発生を防止するための措置が適切に講じられるものであるか否か。
- ・資金計画等からみて申請書記載の内容どおりに工事が施工されることが確実かどうか。

＜補足＞農業以外の目的で行う開発行為は、ほとんどが前号に該当するので、実際問題としては、本号及び次号は、主として農業目的での開発行為についての許否の判断基準となる。【参考文献 p. 257】

(3) 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること【法第15条の2第4項第3号】

〔留意事項〕【ガイドライン第19の5の(2)の③】

○農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

「農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼす」場合としては、開発行為により農業用排水施設が損壊される場合、農業用排水施設に土砂等が流入して用排水が停滞する場合、農業用排水施設に汚濁水が流入する場合、農業用排水施設に過大な水が流入して農地等に溢水する場合等が該当すると

解される。

○次の事項を踏まえて、判断されるものである。

- ・開発行為に係る土地の周辺における農業用排水施設の有無、その施設がある場合には、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置が適切に講じられているか否か。
- ・資金計画等からみて申請書記載の内容どおりに工事が施工されることが確実かどうか。

(4) その他

宮城県知事は、開発行為の許可の可否を決定するに当たっては、次の事項に留意することが適当と考えられる。

イ 実地調査等

宮城県知事は市町村長から申請書の送付があったときは、市町村の農業振興地域制度担当部局と十分な連絡調整を行うとともに、必要に応じ実地調査を行う。【ガイドライン第19の5の(1)】

ロ その他都道府県部局間等調整【ガイドライン第19の5の(3)】

(イ) 転用許可担当部局等との調整

開発行為に係る事業の対象となる土地の一部が農地法第4条第1項〔農地の転用の制限〕又は第5条第1項〔農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限〕の許可を受けることを要する土地である場合には、都道府県の開発許可担当部局は、都道府県の転用許可担当部局と相互に連絡し、所要の調整を行う。

(ロ) 他法令許可担当部局との調整

申請に係る開発行為を行うために、都市計画法、森林法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、開発許可担当部局は、これらの許可、認可等の担当部局（これらの許可、認可等の権原を有する者が宮城県知事以外の者である場合にあっては、当該権原を有する者）との間で、あらかじめ所要の調整を行い、同時審査、同時処分をするよう措置することが望ましい。

(ハ) 商工担当部局との連絡・調整

a 商工担当部局への連絡

都道府県の農業振興地域制度担当部局は、法第15条の2第1項〔農場内区域における開発行為の制限〕に規定する者から商工関係の事業に関し同項の許可の申請又はそのための事前協議があった場合には、直ちに許可申請の写しその他の資料を都道府県商工担当部局に送付連絡することが望ましい。

b 商工担当部局との調整

都道府県の農業振興地域制度担当部局は、都道府県商工担当部局から上記aの連絡に係る開発行為に係る土地の区域を農用地区域から除外すべき旨の意見を受けた場合には、都道府県商工担当部局の意見を十分尊重して必要な調整を図ることが望ましい。

c 農用地利用計画の変更

上記bの調整の結果その開発行為が農用地区域のうち比較的重要性の低い部分で行われ、又は小規模な範囲で行われる場合等であって、農業生産基盤整

備事業の円滑な実施が困難となる等整備計画の達成に著しい支障を及ぼすものでないと認められるときは、農用地利用計画が変更されるよう取り扱われることが望ましい。

(二) 林務担当部局との調整

都道府県の農業振興地域制度担当部局は、法第15条の2第1項〔農用地区域内の開発行為の制限〕の許可の申請に係る行為が林道の設置に係るものである場合には、当該林道の位置等について、都道府県林業担当部局と必要な調整を図ることが望ましい。

この場合、農業開発に支障を及ぼさないと認められるときは、同条第4項第1号〔許可の基準〕には該当しないものと考えられる。

## 8 許可又は不許可の決定

(1) 許可の場合

イ 宮城県農業会議へ諮問 (開発行為に30アール超の農地を含む土地があるとき)

宮城県知事（北部地方振興事務所）は、上記「7 許可の基準に基づく審査」の結果、許可の判断をした場合、開発行為に30アールを超える農地（農作物栽培高度化施設を設置する農地を含む。）を含む土地があるとき、あらかじめ、宮城県農業会議の意見を聴かなければならない。【法第15条の2第6項本文、事務取扱要領第5の1のロのなお書】《様式第4号》

ロ 許可の決定

宮城県知事（北部地方振興事務所）は、宮城県農業会議の意見を踏まえ（上記イによる諮問をした場合に限る。）、許可を決定し、許可書について、市町村長を経由して申請者へ交付する。【法第15条の2第1項本文、事務取扱要領第5の1のハ】《様式第5号の1、第5号の2》

ハ 許可の条件

宮城県知事（北部地方振興事務所）が許可するに当たり、当該開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。【法第15条の2第5項】

例えば、次の条件を付すことが考えられる。また、その他の条件を付すに当たっては、その条件を具体的かつ明確なものとする必要がある。【ガイドライン第19の6】

- (イ) 申請書及び添付書類に記載された計画に従って開発行為を行うこと。
- (ロ) 開発行為の施工中において適切な防除措置を講ずること。
- (ハ) 開発行為を中止し又は廃止する場合には、農用地としての利用を困難としないための措置及び適切な防災措置を講ずること。
- (ニ) 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後6



か月ごとに工事の進捗状況を報告すること。

- (ホ) 許可に係る工事を完了し、又は中止し若しくは廃止した場合には遅滞なくその旨を報告すること。

## ニ 留意事項

### (イ) 注意事項の記載

許可指令書には、必要に応じ、「注意事項」として、「本件許可に付した条件に違反して開発行為をし、又は偽りその他不正な手段により開発許可を受けたことが明らかとなった場合には、農業振興地域の整備に関する法律第15条の3の規定により開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命じることがあります。」旨を記載する必要があります。【ガイドライン第19の7の(1)の①】

### (ロ) 教示の記載

条件を付しての許可の処分に際して、この処分に対して不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内又はこの処分の日の翌日から起算して1年以内に、宮城県知事に対し審査請求ができる旨及びこの処分の取消しを求めるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内又はこの処分の日の翌日から起算して1年以内（ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から6か月以内）に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となる。）処分の取消しの訴えができる旨をその指令書に記載して、このことを教示する。【ガイドライン第19の7の(1)の②】

## (2) 不許可の場合

### イ 不許可の決定

宮城県知事（北部地方振興事務所）は、上記「7 基準に基づく審査」の結果、不許可の判断をした場合、不許可書について、市町村長を経由して申請者へ交付する。【法第15条の2第1項本文、事務取扱要領第5の1のハ】《様式第6号の1、第6号の2》

### ロ 留意事項：教示の記載

#### (イ) 注意事項の記載

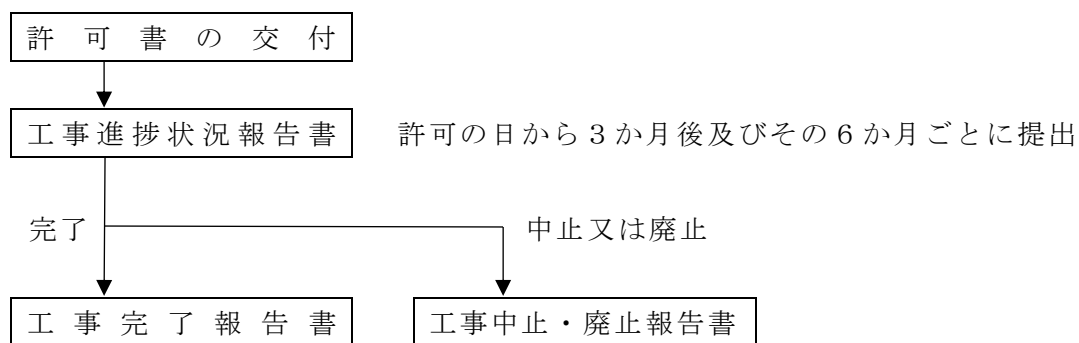
許可指令書には、必要に応じ、「注意事項」として、「本件許可に付した条件に違反して開発行為をし、又は偽りその他不正な手段により開発許可を受けたことが明らかとなった場合には、農業振興地域の整備に関する法律第15条の3の規定により開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命じることがあります。」旨を記載する必要があります。【ガイドライン第19の7の(1)の①】

#### (ロ) 教示の記載

不許可の処分にあつては、この処分に対して不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内又はこの処分の日の翌日から起算して1年以内に、宮城県知事に対し審査請求ができる旨及びこの処分の取消しを求め

るときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内又はこの処分の日の翌日から起算して1年以内（ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から6か月以内）に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は宮城県知事となる。）処分の取消しの訴えができる旨をその指令書に記載して、このことを教示する。【ガイドライン第19の7の(1)の②】

## 9 開発行為の確認【ガイドライン第19の7の(1)の②】



### (1) 工事進捗状況報告書

開発行為の事業者は、許可の日から3か月後及びその後6か月ごとに工事の進捗状況報告書について、市町村長を経由して、宮城県知事（北部地方振興事務所）へ報告する。【ガイドライン第19の6の(4)】《様式第7号》

### (2) 工事完了報告書

イ 開発行為の事業者は、工事が完了したとき、工事完了報告書について、市町村長を経由して、宮城県知事（北部地方振興事務所）へ報告する。《様式第8号》

ロ 市町村は、開発行為の事業者から完了の報告があったとき、申請書に記載された計画に従って開発行為が行われているかどうかを確認し、宮城県知事（北部地方振興事務所）へ送付する。【ガイドライン第19の6の(5)、第19の7の(2)】

### (3) 工事中止・廃止報告書

イ 開発行為の事業者は、開発行為の中止又は廃止をしようとするとき、開発行為中止・廃止報告書について、市町村長を経由して、宮城県知事（北部地方振興事務所）へ報告する。《様式第9号》

ロ 市町村が開発行為を中止し又は廃止したことを知り、又は開発行為の中止又は廃止の報告があった場合には、農用地等としての利用を困難にしないための措置及び適切な防災措置が講じられているか否かを確認し、講じられていない場合には、これらの措置を講ずるよう申請者を指導する。【ガイドライン第19の6の(5)、第19の7の(2)】

- (4) 提出部数  
正本1部（許可権者）、写し1部（市町村）。
- (5) 留意事項  
上記「5 許可申請」に準じて押印は不要。

## 10 国又は地方公共団体の法定協議

### (1) 法定協議

国又は地方公共団体が学校、病院、社会福祉施設、庁舎及び宿舍を農用地区域内に設置する場合は、宮城県知事（北部地方振興事務所）との協議が成立することをもって、許可があったものとみなす。【法第15条の2第8項、規則第35条】

### (2) 成立基準

国又は地方公共団体が行う開発行為に係る協議の成立基準については、法第15条の2第4項〔許可の基準〕に規定する許可の基準のほか、上記「7 許可の基準に基づく審査」(1)～(3)中〔留意事項〕及び5(4)の例により判断する。

### (3) 公文書による協議

当該協議については、客観性及び公平性を確保する観点から公文書により行うことが適当である。《様式第10号》《様式第11号》

### (4) 農用地区域からの除外

当該協議を行った場合には、法第15条の2第4項第1号（当該開発行為により当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること）の規定により、農用地区域のまま当該協議が成立することはないことから、国及び地方公共団体の施設整備担当部局と都道府県の農業振興地域制度担当部局は、当該協議に当たっては、農用地区域以外の土地の中に代替地がないかどうかを調整することが適当であり、その上で、市町村の農業振興地域制度担当部局と調整し、やむを得ず農用地区域内の土地において開発行為を行うことが必要であると判断される場合には、農用地区域からの除外を行った上で当該開発行為を行うこととなることに留意する。【ガイドライン第19の8】

### (5) 読み替え

法定協議において、上記「9 開発行為の確認」までの事項について、次のとおり読み替える。

区分	法第15条の2第1項	法第15条の2第8項
申立	申請	協議
処分	許可	同意
番号	宮城県（北振）指令第○号	北振第○号

## 1 1 標準処理期間

市町村長による意見書の送付	宮城県知事（北部地方振興事務所）による許可等の処分	宮城県農業会議会長に意見を聴く事案
	許可申請書及び意見書の受理後 2週間	許可申請書及び意見書の受理後 6週間

[注]「宮城県知事（北部地方振興事務所）による許可等の処分」のうち「宮城県農業会議会長に意見を聴く事案」において、毎月中旬頃に開催される「宮城県農業会議常設審議委員会」に諮る必要があるため、6週間と設定している。

## 第 2 関係様式

様式名	事務取扱要領	様式番号
開発許可申請書	様式第 29 号	様式第 1 号
市町村長の意見書 〔農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 2〕 〔第 3 項の規定による許可申請に係る意見書〕	様式第 30 号	様式第 2 号
宮城県知事(北部地方振興事務所)の審査票 〔農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 2〕 〔第 4 項の規定による許可申請に係る調書〕	様式第 31 号	様式第 3 号
宮城県農業会議会長宛て諮問		様式第 4 号
許可書	様式第 32 号	様式第 5 号の 1
許可通知(市町村長宛て)		様式第 5 号の 2
不許可書	様式第 32 号	様式第 6 号の 1
不許可通知(市町村長宛て)		様式第 6 号の 2
開発行為の工事進捗状況報告書		様式第 7 号
開発行為の工事完了報告書		様式第 8 号
開発行為の工事中止・廃止報告書		様式第 9 号
開発協議書		様式第 10 号
同意書		様式第 11 号

上記の関係様式を整理するに当たり、主な留意事項は、次のとおりである。

- (1) 事務取扱要領において、すべての様式を網羅していないため、参考様式集第 9 の(様式 2) から(様式 4) を基に、過去の宮城県農業会議会長宛て諮問、許可書、工事進捗状況報告書及び工事完了報告書を参考にして整理した。
- (2) 参考様式集において、「申請者」と「申請人」が混在しているため、「申請者」に統一するとともに、所要の用語の整理を行った。
- (3) 「開発許可申請書」(様式第 1 号)において、規則第 34 条第 1 項第 3 号の規定で定める事項の記載がないため、「8 その他参考となるべき事項」に記載欄を設けた。また、「提出部数」「添付書類」を付記した。
- (4) 事務取扱要領の許可書／不許可書(様式第 32 号)の(教示)において、改正行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の平成 28 年 4 月 1 日施行に併せた改正がされていないため、所要の補正をした。【ガイドライン第 19 の 7 の(1)の②】

[注] 法第 15 条の 1 第 8 項の規定による法定協議に関する様式のうち様式第 4 号及び様式第 7 号から様式第 9 号までについて、上記「第 1 開発行為の概要」中「10 国又は地方公共団体の法定協議」(5)により読み替えることにする。

開発許可申請書

年 月 日

宮城県知事 氏 名 殿

申請者 住所  
氏名  
(名称及び代表者の氏名)

下記により開発行為( )をしたいので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第15条の2第1項の規定により、許可を申請します。

1 開発行為に係る土地の所在、地番、地目、面積等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	農用地利用計画で 指定された用途	土地の所有者 使用収益権者
			登記簿	現況			
2 開発行為の土地又は建築物等の用途							
3 工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日						
4 ① 開発行為が宅地の造成、土地の開墾、農用地間における用途の変更である場合	切土又は盛土をする土地の面積	㎡	切土又は盛土の土量	切土	㎡	地盤、土質 の状況	
				盛土	㎡		
	土留及び法面処理の方法						
	工事中及び工事完了後の排水処理の方法						
② 開発行為後が鉱物の掘採、土岩石又は砂利の採取、物件の集積等である場合	掘採〔採取〕の方法				土地の形質を 変更する面積	㎡	
	" 量				掘採(採取、集積等)後の土地 の形状		
	" 設備						
	工事中及び工事完了後の排水処理の方法						
③ 開発行為が建築物等の新築等である場合	敷地面積	㎡	建築面積	㎡	建築物等の規模及び構造		
	工事完了後の排水処理の方法						
5 農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要							
6 4の欄に記載した措置以外の防災措置の概要							
7 資金計画及びその調達計画							

8 その他参考となるべき事項	<p>(1) 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更である場合における当該土地の形質の変更後の土地の用途：</p> <p>(2) 建築その他の工作物の新築、改築又は増築である場合における  ①新築、改築又は増築の別：  ②当該新築、改築又は増築後の当該建築物その他の工作物の用途及び構造の概要：</p> <p>(3) その他</p>
----------------	--

(記載注意)

- 1 表外の括弧内は、例えば、宅地の造成、土地の開墾、砂利の採取、鉱物の掘採、建築物の新築、工作物の改築等開発行為の種類を記載すること。
- 2 4の①の「地盤、土質の状況」欄には、地盤の硬軟及び土質の砂質又は粘質の別を、「土留及び法面処理の方法」欄には、例えば、コンクリート擁壁を設置し、又はコンクリートで土留めをし法面は芝張りとするなどと、「工事中及び工事完了後の排水処理の方法」欄には、工事中又は、工事完了後の表流水、湧水又は工事用水の排水経路、排水量、排水時期及び排水のために使用する水路の用途及び規模等の点を具体的に記載し、要すれば、図面に排水経路等を明示して説明すること。(添付書類9(2)参照)
- 3 4の②の「掘採の方法」欄には、露天掘、階段状集積等の種別を、「掘採(採取、集積等)後の土地の形状」欄には、掘採前と同様の形状とするなどを、それぞれ記載すること。
- 4 4の③の「建築物等の規模及び構造」欄には、建築物にあっては、例えば、床面積の合計〇〇㎡、鉄筋コンクリート二階建て等を、道路等にあっては、幅員〇〇m、延長〇〇m等を、それぞれ簡明に記載するとともに、「工事完了後の排水処理の方法」欄には、排水の種類、排水経路、排水量、排水時期、処理の要否及び処理の方法、排水のために使用する水路の用途及び規模等の点を具体的に記載し、要すれば、図面に排水経路等を明示して説明すること。(添付書類9(3)参照)
- 5 5の「農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要」欄には、開発行為後の土地の用途が農用地等以外の用途である場合に、農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要として、例えば、砂利採取後は埋め戻して採取前の土地の形状と同様にするなどと記載すること。
- 6 6の「4の欄に記載した措置以外の防災措置の概要」欄には、申請に係る開発行為により周辺の農用地等に土砂が流出又は崩壊するなどにより災害を発生させるおそれがある場合又は農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがある場合に、それを防止するための措置で4の欄に記載した措置以外の措置の概要を記載すること。
- 7 7の資金の調達計画については、これを裏付ける資料を添付すること。
- 8 8の「その他参考となるべき事項」欄には、申請に係る開発行為を行うことについて、都市計画法、森林法その他の法令(条例を含む。)による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

(添付書類)

- 1 工事計画の概要
- 2 申請者が法人である場合には、法人の登記事項証明書、定款又は寄付行為の写し、開発行為に係る取締役会議事録の写し

- 3 所有者以外の者が開発行為を行う場合には、所有者及び当該土地につき使用又は収益を目的とする権利を有する者の意向を記載した書面
- 4 開発行為に関連して法令及び条例の定めるところにより、許可、認可等を要する場合には、これを終了しているときは、その写し又はその旨を証する書面
- 5 土地の位置を示す地図（公図）及び土地の登記事項証明書
- 6 申請に係る土地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区との協議書又は念書
- 7 開発行為に係る事業の資金計画書及びこれに基づいて事業を実施するために必要な資力があ  
ることを証する書面
- 8 その他参考となるべき書類
  - (1) 申請に係る土地を開発行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があつたことを証する書面
  - (2) 開発行為に係る土地及びその付近の状況が分かる現況写真
  - (3) その他
- 9 申請書に添付する図面は、次のとおりである。
  - (1) 開発行為に係る土地の位置及びその付近の状況を明らかにした図面（縮尺2万5千分の1～5千分の1程度）
  - (2) 開発行為が宅地の造成、土地の開墾、農用地間における用途の変更である場合にあっては、土留及び法面処理並びに工事中及び工事完了後の排水処理について、明示した図面（排水経路等）（記載注意2参照）
  - (3) 開発行為が建築物その他の工作物の新築、改築又は増築である場合にあっては、開発行為に係る土地における当該建築物その他の工作物の位置を明らかにした図面（縮尺5百分の1程度）  
上記に関連して、工事完了後の排水処理について、排水経路等に明示した図面（記載注意4参照）
  - (4) その他必要な図面

（留意事項）

- 1 「氏名（名称及び代表者の氏名）」欄に押印は不要。
- 2 提出部数は、正本1部（許可権者用）、写し1部（市町村用）。ただし、開発行為に30アール超の農地を含む土地があるときは、正本1部（許可権者用）、写し2部（市町村用、宮城県農業会議用）。



農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の 2  
第 3 項の規定による許可申請に係る意見書

市町村長

申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名		住 所 氏 名 (名称及び代 表者の氏名)	
申 請 に 係 る 事 項	土地の所在、面積	所 在 (宮城県)	市 町 郡 村 番地
		合計面積	m <sup>2</sup>
	農用地利用計画で指 定された用途		
	開発行為後の土地又 は建築物の用途		
開 発 行 為 に 対 す る 事 項	事 項	意見及び意見決定の理由	
	1 法第 15 条の 2 第 4 項第 1 号に該当するか 否か	※ 該当する	該当しない
		(その理由)	
	2 同項第 2 号に該当す るか否か	※ 該当する	該当しない
		(その理由)	
	3 同項第 3 号に該当す るか否か	※ 該当する	該当しない
		(その理由)	
4 総合意見			
5 許可相当と認められ る場合に付すべき条件			
6 その他参考となるべ き事項			

(記載注意)

- ※の欄は該当するものに○印を付けること。
- 「その他参考となるべき事項」欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法、森林法その他の法令（条例を含む。）による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況について記載すること。

農業振興地域の整備に関する法律第15条の2  
第4項の規定による許可申請に係る調書

宮城県北部地方振興事務所

申請者の住所、氏名			
土地の所在		合計面積	m <sup>2</sup>
開発行為後の土地又は建築物の等の用途			
調 査 事 項	1 申請地の農用地利用計画で指定された用途		
	2 法第15条の2第4項第1号該当の有無	※ 該当する	該当しない
		(その理由)	
	3 同項第2号該当の有無	※ 該当する	該当しない
		(その理由)	
	4 同項第3号該当の有無	※ 該当する	該当しない
		(その理由)	
	5 他法令との関係		
	(1) 都市計画法 計画区域内 区域外 開発許可 要 不要 (申請年月日) 年 月 日	(2) 森林法 第10条の2第1項の 開発許可 要 不要 (申請年月日) 年 月 日	(3) 農地法 農地転用許可 要 不要 (申請年月日) 年 月 日
	(4) その他法令(条例を含む。)との関係		
6 その他参考となるべき事項			

(記載注意)

- ※の欄は該当するものに○印を付けること。
- 1の欄には、申請地の農業振興地域整備計画の土地利用計画で指定された用途を記載すること。
- 5の(4)の欄には、5の(1)(2)(3)以外の法令(条例を含む。)による許可、認可等を要する場合、その手続きの状況について、調査し記載すること。
- 6の欄には、特記事項がある場合、その旨を記載すること。
- 各欄について、記載事項が多い場合、適宜別紙とすること。

様式第4号

北振第 号  
年 月 日

宮城県農業会議会長 殿

宮城県知事 氏 名

農用地区域内における開発行為について（諮問）

このことについて、別紙のとおり申請がありましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第6項の規定により、貴会の意見を求めます。

担当：北部地方振興事務所 農業振興部調整指導班 ○○ 電話(0229)91-0718 電子メール nh-nsbnt@pref.miyagi.lg.jp
--

第 号議案書

農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第6項  
の規定による意見聴取について

年 月 日

県総括表

関係市町村											
件数・面積	件・ $m^2$										
<table border="1"> <tr> <td>件数・面積</td> <td>件数</td> <td>面積</td> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>開発目的</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	件数・面積	件数	面積	備考	開発目的						
件数・面積	件数	面積	備考								
開発目的											
草地造成	件	$m^2$									
畑地造成	件	$m^2$									
桑園造成	件	$m^2$									
その他	件	$m^2$									
計	件	$m^2$									

# 総 括 表

関係市町村			
件数・面積	件・ $m^2$		
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>件数・面積</span> <span>開発目的</span> </div>	件 数	面 積	備 考
草地造成	件	$m^2$	
畑地造成	件	$m^2$	
桑園造成	件	$m^2$	
その他	件	$m^2$	
計	件	$m^2$	

申請者	(住所)			
	(氏名)			
申請地	所在	地番	地目	面積 (㎡)
			登記簿 現況	
				合計
	(申請地及び周辺の状況)			
	(用途区分)			
開発行為の目的				
開発行為計画の概要	(内容)			
	(工期)			
	年 月 日から 年 月 日まで			
	(他法令との関係)			
許可の条件	1 申請書及び添付書類に記載された計画に従って開発行為を行うこと。 2 開発行為の施工中において適切な防除措置を講ずること。 3 開発行為を中止し又は廃止する場合には、農用地としての利用を困難としないための措置及び適切な防災措置を講ずること。 4 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後6か月ごとに工事の進捗状況を報告すること。 5 許可に係る工事を完了し、又は中止し若しくは廃止した場合には遅滞なくその旨を報告すること。			

※「申請者」中「氏名」欄について、法人の場合は、名称及び代表者の氏名を記載すること。

※本調書は、総括表とは別に、許可申請ごとに作成すること。

(住所)

(氏名)

年 月 日付けで申請のありました農用地区域内における開発行為については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定により、下記の条件を付けて許可します。

年 月 日

宮城県知事 氏 名 印

記

- 1 申請書及び添付書類に記載された計画に従って開発行為を行うこと。
- 2 開発行為の施工中において適切な防除措置を講ずること。
- 3 開発行為を中止し又は廃止する場合には、農用地としての利用を困難としないための措置及び適切な防災措置を講ずること。
- 4 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後6か月ごとに工事の進捗状況を報告すること。
- 5 許可に係る工事を完了し、又は中止し若しくは廃止した場合には遅滞なくその旨を報告すること。

(注意事項)

本件許可に付した条件に違反して開発行為をし、又は偽りその他不正な手段により開発許可を受けたことが明らかとなった場合には、農業振興地域の整備に関する法律第15条の3の規定により開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命じることがあります。

(教示)

- 1 この処分に対して不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内又はこの処分の日の翌日から起算して1年以内に、宮城県知事に対し審査請求ができます。
- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内又はこの処分の日の翌日から起算して1年以内（ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県知事となります。）処分の取消しの訴えができます。

担当：北部地方振興事務所 農業振興部調整指導班 ○○ 電話(0229)91-0718 電子メール nh-nsbnt@pref.miyagi.lg.jp
--



北振第 号  
年 月 日

〇〇〇長 殿  
(〇〇課扱い)

宮城県北部地方振興事務所長  
( 公 印 省 略 )

農用地区域内の開発行為について（通知）

年 月 日付け〔〇〇第〇〇号〕で進達がありました下記の者に係るこのことについては、別紙のとおり許可されましたので、適切な事業の実施について指導願うとともに、許可書を申請者へ送付願います。

記

〇〇〇〇

担当：農業振興部調整指導班 〇〇 電話(0229)91-0718 電子メール nh-nsbnt@pref.miyagi.lg.jp
---

宮城県（北振）指令第 号

(住所)

(氏名)

年 月 日付けで申請のありました農用地区域内における開発行為については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定により、下記の理由により許可しません。

年 月 日

宮城県知事 氏 名 印

記

(教示)

- 1 この処分に対して不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内又はこの処分の日の翌日から起算して1年以内に、宮城県知事に対し審査請求ができます。
- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内又はこの処分の日の翌日から起算して1年以内（ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から6か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県知事となります。）処分の取消しの訴えができます。

担当：北部地方振興事務所

農業振興部調整指導班 ○○

電話(0229)91-0718

電子メール nh-nsbnt@pref.miyagi.lg.jp

北振第 号  
年 月 日

〇〇〇長 殿  
(〇〇課扱い)

宮城県北部地方振興事務所長  
( 公 印 省 略 )

農用地区域内の開発行為について（通知）

年 月 日付け〔〇〇第〇〇号〕で進達のありました下記の者に係るこのことについては、別紙のとおり許可されませんでしたので、適切な事業の実施について指導願うとともに、指令書を申請者へ送付願います。

記  
〇〇〇〇

担当：農業振興部調整指導班 〇〇 電話(0229)91-0718 電子メール nh-nsbnt@pref.miyagi.lg.jp
---

開発行為の工事進捗状況報告書

年 月 日

宮城県知事 氏 名 殿

住所  
氏名  
(名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け宮城県(北振)指令第〇〇号で許可されました開発行為の工事の進捗状況は、下記のとおりです。

記

- 1 開発行為の目的
- 2 開発行為の所在及び面積
  - (1) 所在
  - (2) 面積 〇〇㎡
- 3 工事の期間
  - (1) 着工 年 月 日
  - (2) 完了予定 年 月 日
- 4 工事の進捗状況

外〇筆

(注意事項)

- 1 「開発行為の工事進捗状況報告書」は、許可の日から3か月後及びその後6か月ごとに当該土地を所管する市町村へ提出すること。
- 2 「4 工事の進捗状況」欄には、工事ごとに詳細に記載し、各地点から撮影した写真を計画平面図又は配置図に添付し作成すること。  
なお、工事に未着手の場合又は工事が遅延している場合は、その理由及び今後の見通しを詳細に記載すること。

(留意事項)

- 1 「氏名(名称及び代表者の氏名)」欄に押印は不要。
- 2 提出部数は、正本1部(許可権者用)、写し1部(市町村用)。

開発行為の工事完了報告書

年 月 日

宮城県知事 氏 名 殿

住所  
氏名  
(名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け宮城県(北振)指令第〇〇号で許可されました開発行為について、下記のとおり工事完了しましたので報告します。

記

- 1 開発行為の目的
- 2 開発行為の所在及び面積

- (1) 所在
- (2) 面積 〇〇m<sup>2</sup>

外〇筆

- 3 工事の期間
- (1) 着工 年 月 日
- (2) 完了 年 月 日

(注意事項)

- 1 「開発行為の工事完了報告書」は、開発行為が完了したとき、当該土地を所管する市町村へ提出すること。
- 2 工事完了後の写真について、全景及び主要箇所から撮影したものを添付すること。

(留意事項)

- 1 「氏名(名称及び代表者の氏名)」欄に押印は不要。
- 2 提出部数は、正本1部(許可権者用)、写し1部(市町村用)。

開発行為の工事中止・廃止報告書

年 月 日

宮城県知事 氏 名 殿

住所  
氏名  
(名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け宮城県(北振)指令第〇〇号で許可されました開発行為について、下記のとおり工事中止・廃止しましたので報告します。

記

- 1 開発行為の目的
- 2 開発行為の所在及び面積  
(1) 所在 外〇筆  
(2) 面積 〇〇㎡
- 3 工事の期間  
(1) 着工 年 月 日  
(2) 完了予定 年 月 日
- 4 工事の進捗状況
- 5 工事の中止又は廃止の理由
- 6 工事の中止又は廃止の結果、農用地等としての利用を困難にしないための措置及び防災措置

(注意事項)

- 1 「中止」「廃止」のいずれかを二重線で消すか、いずれかを丸で囲むこと。
- 2 「開発行為の工事中止・廃止報告書」は、許可後に工事を中止又は廃止しようとするときに、当該土地を所管する市町村へ提出すること。
- 3 「4 工事の進捗状況」欄には、工事ごとに詳細に記載し、各地点から撮影した写真を計画平面図又は配置図に添付し作成すること。  
なお、工事に未着手の場合又は工事が遅延している場合は、その理由を詳細に記載すること。
- 4 「5 工事の中止又は廃止の理由」について、詳細に記載すること。
- 5 「6 工事の中止又は廃止の結果、農用地等としての利用を困難にしないための措置及び防災措置」について、図面及び写真を活用して、詳細に記載すること。

(留意事項)

- 1 「氏名(名称及び代表者の氏名)」欄に押印は不要。
- 2 提出部数は、正本1部(許可権者用)、写し1部(市町村用)。

開発協議書

年 月 日

宮城県知事 氏 名 殿

申請者 住所  
氏名  
(名称及び代表者の氏名)

下記により開発行為( )をしたいので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第15条の2第8項の規定により、協議します。

1	開発行為に係る土地の所在、地番、地目、面積等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	農用地利用計画で 指定された用途	土地の所有者 使用収益権者
				登記簿	現況			
2	開発行為の土地又は建築物等の用途							
3	工事予定年月日 着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日							
4	① 開発行為が宅地の造成、土地の開墾、農用地間における用途の変更である場合	切土又は盛土をする土地の面積	㎡	切土又は盛土の土量	切土 ㎡ 盛土 ㎡	地盤、土質		
		土留及び法面処理の方法						
	工事中及び工事完了後の排水処理の方法							
	② 開発行為後が鉱物の掘採、土岩石又は砂利の採取、物件の集積等である場合	掘採〔採取〕の方法				土地の形質を変更する面積	㎡	
” 量					掘採(採取、集積等)後の土地の形状			
” 設備								
工事中及び工事完了後の排水処理の方法								
③ 開発行為が建築物等の新築等である場合	敷地面積	㎡		建築面積	㎡		建築物等の規模及び構造	
	工事後の排水処理の方法							
5	農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要							
6	4の欄に記載した措置以外の防災措置の概要							
7	資金計画及びその調達計画							
8	その他参考となるべき事項							



8 その他参考となるべき事項	<p>(1) 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更である場合における当該土地の形質の変更後の土地の用途：</p> <p>(2) 建築その他の工作物の新築、改築又は増築である場合における  ①新築、改築又は増築の別：  ②当該新築、改築又は増築後の当該建築物その他の工作物の用途及び構造の概要：</p> <p>(3) その他</p>
----------------	--

(記載注意)

- 1 表外の括弧内は、例えば、宅地の造成、土地の開墾、砂利の採取、鉱物の掘採、建築物の新築、工作物の改築等開発行為の種類を記載すること。
- 2 4の①の「地盤、土質の状況」欄には、地盤の硬軟及び土質の砂質又は粘質の別を、「土留及び法面処理の方法」欄には、例えば、コンクリート擁壁を設置し、又はコンクリートで土留めをし法面は芝張りとするなど、「工事中及び工事完了後の排水処理の方法」欄には、工事中又は、工事完了後の表流水、湧水又は工事用用水の排水経路、排水量、排水時期及び排水のために使用する水路の用途及び規模等の点を具体的に記載し、要すれば、図面に排水経路等を明示して説明すること。(添付書類8(2)参照)
- 3 4の②の「掘採の方法」欄には、露天掘、階段状集積等の種別を、「掘採(採取、集積等)後の土地の形状」欄には、掘採前と同様の形状とするなどを、それぞれ記載すること。
- 4 4の③の「建築物等の規模及び構造」欄には、建築物にあっては、例えば、床面積の合計〇〇㎡、鉄筋コンクリート二階建て等を、道路等にあっては、幅員〇〇m、延長〇〇m等を、それぞれ簡明に記載するとともに、「工事完了後の排水処理の方法」欄には、排水の種類、排水経路、排水量、排水時期、処理の要否及び処理の方法、排水のために使用する水路の用途及び規模等の点を具体的に記載し、要すれば、図面に排水経路等を明示して説明すること。(添付書類8(3)参照)
- 5 5の「農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要」欄には、開発行為後の土地の用途が農用地等以外の用途である場合に、農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要として、例えば、砂利採取後は埋め戻して採取前の土地の形状と同様にするなどと記載すること。
- 6 6の「4の欄に記載した措置以外の防災措置の概要」欄には、申請に係る開発行為により周辺の農用地等に土砂が流出又は崩壊するなどにより災害を発生させるおそれがある場合又は農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがある場合に、それを防止するための措置で4の欄に記載した措置以外の措置の概要を記載すること。
- 7 7の資金の調達計画については、これを裏付ける資料を添付すること。
- 8 8の「その他参考となるべき事項」欄には、申請に係る開発行為を行うことについて、都市計画法、森林法その他の法令(条例を含む。)による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

(添付書類)

- 1 工事計画の概要
- 2 所有者以外の者が開発行為を行う場合には、所有者及び当該土地につき使用又は収益を目的とする

権利を有する者の意向を記載した書面

- 3 開発行為に関連して法令及び条例の定めるところにより、許可、認可等を要する場合には、これを終了しているときは、その写し又はその旨を証する書面
- 4 土地の位置を示す地図（公図）及び土地の登記事項証明書
- 5 申請に係る土地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区との協議書又は念書
- 6 開発行為に係る事業の資金計画書及びこれに基づいて事業を実施するために必要な資力があることを証する書面
- 7 その他参考となるべき書類
  - (1) 申請に係る土地を開発行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面
  - (2) 開発行為に係る土地及びその付近の状況が分かる現況写真
  - (3) その他
- 8 申請書に添付する図面は、次のとおりである。
  - (1) 開発行為に係る土地の位置及びその付近の状況を明らかにした図面（縮尺2万5千分の1～5千分の1程度）
  - (2) 開発行為が宅地の造成、土地の開墾、農用地間における用途の変更である場合にあつては、土留及び法面処理並びに工事中及び工事完了後の排水処理について、明示した図面（排水経路等）（記載注意2参照）
  - (3) 開発行為が建築物その他の工作物の新築、改築又は増築である場合にあつては、開発行為に係る土地における当該建築物その他の工作物の位置を明らかにした図面（縮尺5百分の1程度）  
上記に関連して、工事完了後の排水処理について、排水経路等に明示した図面（記載注意4参照）
  - (4) その他必要な図面

（留意事項）

- 1 「氏名（名称及び代表者の氏名）」欄に押印は不要。
- 2 提出部数は、正本1部（同意者用）、写し1部（市町村用）。ただし、開発行為に30アール超の農地を含む土地があるときは、正本1部（同意者用）、写し2部（市町村用、宮城県農業会議用）。

北振第 号  
年 月 日

〇〇 殿  
(〇〇課扱い)

宮城県知事 氏 名 印

農用地区域内の開発行為について（通知）

年 月 日付けで協議のありました農用地区域内における開発行為については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第8項の規定により、下記の条件を付けて同意します。

記

- 1 協議書及び添付書類に記載された計画に従って開発行為を行うこと。
- 2 開発行為の施工中において適切な防除措置を講ずること。
- 3 開発行為を中止し又は廃止する場合には、農用地としての利用を困難としないための措置及び適切な防災措置を講ずること。
- 4 協議に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後6か月ごとに工事の進捗状況を報告すること。
- 5 協議に係る工事を完了し、又は中止し若しくは廃止した場合には遅滞なくその旨を報告すること。

（注意事項）

本件協議に付した条件に違反して開発行為をし、又は偽りその他不正な手段により開発同意を受けたことが明らかとなった場合には、農業振興地域の整備に関する法律第15条の3の規定により開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命じることがあります。

（教示）

- 1 この処分に対して不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内又はこの処分の日の翌日から起算して1年以内に、宮城県知事に対し審査請求ができます。
- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内又はこの処分の日の翌日から起算して1年以内（ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から6か月以内）に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県知事となります。）処分の取消しの訴えができます。

担当：北部地方振興事務所 農業振興部調整指導班 〇〇 電話(0229)91-0718 電子メール nh-nsbnt@pref.miyagi.lg.jp
--

### 第3 法令等根拠（開発行為のみ原文のまま抜粋）

#### ■農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第57号）

（農用地区域内における開発行為の制限）

第15条の2 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事（農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下この条において「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するために行う行為
- 二 土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業の施行として行う行為
- 三 農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可に係る土地をその許可に係る目的に供するために行う行為
- 四 農地法第2条第1項に規定する農地を同法第43条第1項の規定による届出に係る同条第2項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供するために行う行為
- 五 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同条第1項の権利に係る土地を当該農用地利用集積等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為
- 六 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第9条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第2条第3項第3号の権利に係る土地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為
- 七 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第5条第1項の規定により作成された活性化計画（同条第4項各号に掲げる事項が記載されたものに限る。）に従つて同条第2項第2号に規定する活性化事業の用に供するために行う行為
- 八 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で農林水産省令で定めるもの
- 九 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 十 公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもので農林水産省令で定めるもの
- 十一 農用地区域が定められ、又は拡張された際既に着手していた行為

2 前項の許可の申請は、当該開発行為に係る土地の所在地を管轄する市町村長を経由してしなければならない。ただし、当該市町村長が指定市町村の長である場合は、この限

- りでない。
- 3 市町村長（指定市町村の長を除く。）は、前項の規定により許可の申請書を受理したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に送付しなければならない。この場合において、当該市町村長は、当該申請書に意見を付すことができる。
  - 4 都道府県知事等は、第1項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを許可してはならない。
    - 一 当該開発行為により当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること。
    - 二 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等において土砂の流出又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがあること。
    - 三 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
  - 5 第1項の許可には、当該開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。
  - 6 都道府県知事等は、第1項の許可をしようとするとき（当該許可に係る開発行為が30アールを超える農地法第2条第1項に規定する農地（同法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含む。第17条において同じ。）が含まれる土地に係るものであるときに限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律第43条第1項に規定する都道府県機構（次項において「都道府県機構」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、同法第42条第1項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。
  - 7 前項に規定するもののほか、都道府県知事等は、第1項の許可をするため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。
  - 8 国又は地方公共団体が農用地区域内において開発行為（第1項各号のいずれかに該当する行為を除く。）をしようとする場合においては、国又は地方公共団体と都道府県知事等との協議が成立することをもつて同項の許可があつたものとみなす。
  - 9 第6項及び第7項の規定は、前項の協議を成立させようとする場合について準用する。
  - 10 第1項に規定するもののほか、指定市町村の指定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

## ■農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）

（開発行為についての許可手続）

第34条 法第15条の2第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事等（法第15条の2第1項に規定する都道府県知事等をいう。）に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
- 二 開発行為に係る土地の所在、地番、地目及び面積
- 三 開発行為が宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更である場合にあつて

は当該土地の形質の変更後の土地の用途、開発行為が建築物その他の工作物の新築、改築又は増築である場合にあつては新築、改築又は増築の別及び当該新築、改築又は増築後の当該建築物その他の工作物の用途及び構造の概要

四 開発行為に係る工事計画の概要

五 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日

六 開発行為により法第15条の2第4項各号に規定する事態が生ずることを防止するための措置の概要

七 その他参考となるべき事項

2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

一 開発行為に係る土地の位置及びその付近の状況を明らかにした図面

二 開発行為が建築物その他の工作物の新築、改築又は増築である場合にあつては、開発行為に係る土地における当該建築物その他の工作物の位置を明らかにした図面

(法第15条の2第1項第1号の農林水産省令で定める施設)

第35条 法第15条の2第1項第1号の農林水産省令で定める施設は、国又は地方公共団体が設置する道路、農業用排水施設その他の施設で次に掲げる施設以外のものとする。

一 学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校の用に供する施設

二 社会福祉法による社会福祉事業又は更生保護事業法による更生保護事業の用に供する施設

三 医療法第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は同法第2条第1項に規定する助産所の用に供する施設

四 多数の者の利用に供する庁舎で次に掲げるもの

イ 国が設置する庁舎であつて、本府若しくは本省又は本府若しくは本省の外局の本庁の用に供するもの

ロ 国が設置する地方支分部局の本庁の用に供する庁舎

ハ 都道府県庁、都道府県の支庁若しくは地方事務所、市役所、特別区の区役所又は町村役場の用に供する庁舎

ニ 警視庁又は道府県警察本部の本庁の用に供する庁舎

五 宿舍（職務上常駐を必要とする職員又は職務上その勤務地に近接する場所に居住する必要がある職員のためのものを除く。）

(法第15条の2第1項第8号の農林水産省令で定める行為)

第36条 法第15条の2第1項第8号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 整地、農業用排水路の修繕その他農用地等又は法第3条第3号若しくは第4号の施設の管理に係る行為

二 次に掲げる行為で、農用地区域内にある土地を農用地利用計画において指定した用途に供するために行うもの

イ ニに規定する建築物その他の工作物の新築、改築又は増築のために必要最小限度の宅地の造成

- ロ 現に農用地利用計画において指定した用途に供されている土地において行う行為で、その土地の用途の変更を伴わないもの（前号に該当するものを除く。）
  - ハ 農用地以外の土地の農用地への用途の変更又は農用地間における用途の変更で、面積が30アール以下であるもの
  - ニ 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築で、その新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計又は築造面積が九十平方メートル以下であるもの
  - ホ 幅員が2メートル以下の農業用排水路の設置に係る行為
  - ヘ 路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分以外の部分の幅員が3メートル以下の農道又は林道の設置に係る行為
  - 三 仮設の工作物の新築、改築又は増築
  - 四 水道管、下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築、改築又は増築
  - 五 放送又は有線テレビジョン放送のための受信用の空中線系（その支持物を含む。）又はこれに類するものの設置又は管理に係る行為
  - 六 文化財保護法第92条第1項に規定する埋蔵文化財（農用地区域内にあるものに限る。）の保存に係る行為
  - 七 鉱業法第5条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において行う鉱物の掘採のための試すい
  - 八 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為  
（法第15条の2第1項第10号の農林水産省令で定める行為）
- 第37条 法第15条の2第1項第10号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げるものとする。
- 一 農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第4項に規定する農地中間管理機構が農用地区域内にある土地を農用地利用計画において指定した用途に供するために行う事業の実施に係る行為
  - 二 削除
  - 三 削除
  - 四 道路法による道路の設置又は管理に係る行為
  - 五 道路整備特別措置法第2条第4項に規定する会社又は地方道路公社が行う道路又は当該道路と密接な関連のある施設の設置又は管理に係る行為
  - 六 土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地開発公社をいう。）が行う道路の用に供する土地の造成に係る行為
  - 七 道路運送法による一般自動車道又は専用自動車道（同法にいう一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法にいう一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）の設置又は管理に係る行為
  - 八 河川法第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
  - 九 独立行政法人水資源機構が行う独立行政法人水資源機構法第12条第1項（同項第5号を除く。）の業務又は同条第3項の業務（国又は地方公共団体の委託に基づくものに限る。）に係る行為

- 十 地すべり等防止法による地すべり防止工事の施行又は地すべり防止施設の管理に係る行為
- 十一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊防止工事の施行又は急傾斜地崩壊防止施設の管理に係る行為
- 十二 削除
- 十三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設又は軌道施設の建設又は管理に係る行為
- 十四 鉄道事業法による鉄道事業者若しくは索道事業者が行うその鉄道事業若しくは索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する鉄道施設若しくは索道施設の建設又はこれらの施設の管理に係る行為
- 十五 軌道法による軌道の敷設又は管理に係る行為
- 十六 石油パイプライン事業法による石油パイプライン事業の用に供する導管の設置又は管理に係る行為
- 十七 港湾法による港湾施設の設置若しくは管理に係る行為又は漁港漁場整備法による漁港施設の設置若しくは管理に係る行為
- 十八 海岸法による海岸保全施設の設置又は管理に係る行為
- 十九 航路標識法による航路標識の設置又は管理に係る行為
- 二十 水路業務法による水路測量標の設置又は管理に係る行為
- 二十一 港則法による信号所の設置又は管理に係る行為
- 二十二 航空法による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第96条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダーの設置又は管理に係る行為
- 二十三 成田国際空港株式会社が行う成田国際空港株式会社法第5条第1項第1号又は第2号の業務に係る行為
- 二十四 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- 二十五 電気通信事業法による認定電気通信事業の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）又は中継施設の設置又は管理に係る行為
- 二十六 放送法による基幹放送の用に供する空中線系（その支持物を含む。）及びこれと併設される送信装置の設置又は管理に係る行為
- 二十七 電気事業法による一般送配電事業、送電事業、配電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物（発電又は蓄電の用に供する電気工作物を除く。）の設置又は管理に係る行為
- 二十八 ガス事業法によるガス工作物（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物を除く。）の設置又は管理に係る行為
- 二十九 水道法による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法による工業用水道事業の用に供する水管、水路若しくは配水池、下水道法による下水道の排水管又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為
- 三十 水害予防組合が行う水防の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- 三十一 家畜伝染病予防法第21条第1項又は第4項の規定による焼却又は埋却に係る



行為

**■農業振興地域制度に関するガイドライン（平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知）**

第19 法第15条の2関係（農用地域内における開発行為の制限）

1 開発行為の範囲（法第15条の2第1項本文）

開発行為とは、「宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築」をいうとされている（法第15条の2第1項）が、このうち「土地の形質の変更」に該当する行為は、例示すると、次のとおりと解される。

- (1) 宅地の造成
- (2) 土地の開墾
- (3) 田の畑地転換、農用地間における用途の変更
- (4) 土、岩石又は砂利の採取
- (5) 鉱物の掘採
- (6) 切土、掘削、盛土、物件の集積等により土地の物理的形状を変更する行為

2 開発行為の許可の申請（規則第34条）

農用地域内において開発行為をしようとする者が、あらかじめ都道府県知事（法第15条の2第1項に基づき農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の区域内にあっては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けるに当たって必要となる規則第34条に規定する申請書については、別紙「農業振興地域制度に関する参考様式集」第9の（様式2）に開発許可申請書の様式を示すので、参考とされたい。

3 開発許可を受けることを要しない行為（法第15条の2第1項各号）

法第15条の2第1項各号に掲げる行為については、許可を受けることを要しないとされているが、この場合、次の事項に留意することが適当と考えられる。

(1) 法第15条の2第1項第3号に掲げる行為

法第15条の2第1項第3号の「農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可に係る土地をその許可に係る目的に供するために行う行為」については、その許可に関する処分が法第17条の規定の趣旨に従って行われるものであることから、その許可に係る目的に供するために開発行為を行う場合には改めて本制度による許可を要しないものとされていること。したがって、農地又は採草放牧地に係る開発行為であっても、農地法所定の許可を受けていない場合や、許可を受けていても、その許可の目的と異なる目的に供するために開発行為を行う場合には、本制度の許可を要すると解されること。

(2) 法第15条の2第1項第4号に掲げる行為

法第15条の2第1項第4号の「農地法第2条第1項に規定する農地を同法第43条第1項の規定による届出に係る同条第2項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供するために行う行為」については、農地法第43条第1項の規定による届出で、周辺の農地に係る営農条件に著しい支障を生ずるおそれがないことが確認できることから、

本制度による許可を要しないものとされていること。

ただし、農作物栽培高度化施設における農作物の栽培のために通常必要不可欠な機材・設備（液肥調整用タンクや加温設備、重油タンク等）以外の施設に附帯して設置される休憩所、駐車場及び便所等の施設の整備のための開発行為は、当該届出による確認が行われないことから、本制度による許可を要するものと解されること。

なお、この場合であっても、これらの施設のうち、建築物又はその他の工作物の新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計又は築造面積が90平方メートル以下であるものについては、規則第36条第2号ニの規定により、本制度による許可を要しないものとされていることに留意すること。

(3) 法第15条の2第1項第5号に掲げる行為

法第15条の2第1項第5号の「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによって設定され、又は移転された同条第1項の権利に係る土地を当該農用地利用集積等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為」については、開発行為の許可を要しないものとされているが、都道府県知事による農用地利用集積等促進計画の認可の要件の一つとして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第6号ロにおいて、法第15条の2第4項の規定により開発行為の許可をすることができない場合に該当しないこととされていること。

(4) 法第15条の2第1項第7号に掲げる行為

法第15条の2第1項第7号の「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第5条第1項の規定により作成された活性化計画（同条第4項に掲げる事項が記載されたものに限る。）に従って同条第2項第2号に規定する活性化事業の用に供するために行う行為」については、開発行為の許可を要しないものとされていること。

この場合、農用地区域内の土地において活性化事業の用に供するために行う行為により、周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要であり、具体的には、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律施行規則（平成19年農林水産省令第65号）第7条各号のいずれかに該当することとされていること。

なお、活性化事業の用に供する土地を農用地等の用に供する場合にあっては、活性化事業の実施中又は実施後に、当該土地の農業上の用途区分を適切な用途区分に変更する必要があるとともに、農用地等以外の用に供する場合にあっては、活性化事業の実施中又は実施後に、農用地等及び農用地等とすることが適当な土地でなくなったとして農用地区域を変更する必要があることに留意すること。

(5) 法第15条の2第1項第8号に掲げる行為

法第15条の2第1項第8号の「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為」については、次の事項に留意すること。

① 規則第36条第1号に掲げる行為に該当しない行為

規則第36条第1号の「農用地等又は法第3条第3号若しくは第4号の施設の管理に係る行為」には、次の行為は該当しないと解されること。

- ア 農用地の宅地への転換、農用地間における用途の変更等農用地等の用途を変更する行為
- イ 区画整理等農用地等の用途変更を伴わないが土地の形状を著しく変更する行為
- ウ 施設の新築及び増築
- エ 修繕に該当しない施設の改築（施設の修繕とは、施設の破損部分又は老朽部分を修復することをいう。）

② 規則第36条第2号ロに掲げる行為

規則第36条第2号ロに掲げる行為は、その規模にかかわらず、許可を受けることなく行うことができるが、例えば、農用地利用計画において指定した用途が農地であって、現に水田として利用されている土地において行う、田畑転換を行うための暗きよの設置、盛土等の行為のほか、指定した用途が農地であって、現に畑として利用されている土地に、施設内部の土地が農地である温室を設置する行為も含まれること。

ただし、指定した用途が農業用施設用地であって、農業用施設として利用していた施設を撤去し、更地にした上で農業用施設を新築・改築する場合や、農業用施設用地の更地に既存施設の増築を行う場合にあっては、現に供されている土地において行う行為に当たらないため、規則第36条第2号ロに該当しないと解されること。

③ 規則第36条第2号イ及びハからヘまでに掲げる行為の規模等

規則第36条第2号イ及びハからヘまでに掲げる行為のそれぞれの規模は、同一事業主体が一連の事業計画のもとに開発行為を行う場合の開発行為に係る土地又は建築物その他の工作物の規模をいうと解されること。

この場合、数人が共同の意思をもって開発行為を行う場合には、一の事業主体として取り扱うものと解されること。

(6) 法第15条の2第1項第9号に掲げる行為

法第15条の2第1項第9号の「非常災害のために必要な応急措置として行う行為」については、当該開発行為に係る土地及び周辺の農用地等の農業上の利用の確保を図る見地から適切な事後措置をとるよう開発行為者を指導することが適当であると解されること。

(7) 法第15条の2第1項第11号に掲げる行為

法第15条の2第1項第11号の「農用地区域が定められ、又は拡張された際既に着手していた」とは、農用地区域が定められ、又は拡張された際、その定められ、又は拡張された農用地区域内において既に現実に開発行為に着手していたことを要すると解され、例えば、

- ① 当該行為を行うための準備行為（土地の取得、資材の購入、請負契約の締結、設計図書の作成等）を行っていたこと
- ② 他の法令等による許可等を受けていたこと
- ③ その定められ若しくは拡張された農用地区域以外の区域において開発行為を着手していたこと

だけでは該当しないこと。

4 市町村長の送付（法第15条の2第3項）

法第15条の2第3項に基づき市町村長（指定市町村の長を除く。）が都道府県知事に申請書を送付するに当たって、開発行為に係る事業の対象となる土地の一部が農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による都道府県知事（農地法第4条第1項に基づき農林水産大臣が指定する市町村（以下「農地転用関係指定市町村」という。）の長。）の許可を受けることを要する土地である場合には、あらかじめ市町村（指定市町村を除く。）及び農業委員会との間で相互に連絡し、所要の調整を行っておくことが望ましいと考えられる。また、指定市町村の長にあっても、同様に指定市町村及び農業委員会との間で相互に連絡し、所要の調整を図っておくことが望ましいと考えられる。

なお、市町村長（指定市町村の長を除く。）が上記の送付に併せて意見書を提出する場合にあつては、別紙「農業振興地域制度に関する参考様式集」第9の（様式3）に示す開発許可意見書の様式を参考とされたい。

#### 5 開発行為の許可の可否の決定に当たっての留意事項（法第15条の2第4項）

都道府県知事等は、開発行為の許可の可否を決定するに当たっては、次の事項に留意することが適当と考えられる。

##### (1) 実地調査等

都道府県知事は市町村長（指定市町村の長を除く。）から申請書の送付があつたときは、市町村（指定市町村を除く。）の農業振興地域制度担当部局と十分な連絡調整を行うとともに、必要に応じ実地調査を行うこと。また、指定市町村の長は申請書を受理したときは、必要に応じ実地調査を行うこと。

##### (2) 審査に当たっての基準

許可の可否の決定に当たっては、法第15条の2第4項各号に該当するものであるか否かについて審査することになるが、審査に当たっては次の事項に留意することが適当と考えられること。

##### ① 第1号関係

ア 当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となる場合

「当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となる」場合とは、開発行為後の土地の用途が農用地等以外の用途となり、かつ、その土地に建築される建築物その他の工作物の種類、構造、規模等からみて、その土地の用途が固定化されることが確実と認められる場合その他開発行為後の土地の状態が開発行為前の土地の状態に比べて農用地等への転換可能性が低下する場合をいうものと解されること。

イ 市町村整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがある場合

市町村整備計画のうち農用地利用計画には、土地の農業上の用途が指定されているので、開発行為により当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となる場合には、その土地を当該指定用途に供することが困難となるため、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがある」場合に該当すると解されること。

ただし、農用地区域内にある土地を現在の状態のまま利用し、又は保全することを目的として行う開発行為であつて、当該開発行為により設けられる工作物（建築物を除く。）の種類、構造、規模等からみて、容易に移転し、又は除却すること

ができる場合その他開発行為に係る土地及びその周辺の土地の農用地等への転換の実施上妨げとなる度合いが軽いと認められる場合は、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがある」場合に該当しないと解されること。

ウ 留意事項

次の事項を踏まえて、判断されるものであること。

- a 申請書の「開発行為後の土地又は建築物等の用途」が農用地等に該当するかどうか。
- b 開発行為後の土地の用途が農用地等に該当している場合には、申請書に記載された工事計画に従って工事が施工されることが確実かどうか。
- c 開発行為後の土地の用途が農用地等に該当しない場合には、農用地等としての利用を困難にしないための措置が十分で、かつ、そのための工事が確実に行われるか否か並びにその開発行為に係る土地及びその周辺の土地の農用地等への転換の実施上妨げとならないか。

② 第2号関係

ア 耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがある場合「耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害」としては、土砂の流出又は崩壊のほか、洪水、溢水、湛水、飛砂、飛石、地盤の沈下等が該当すると解されること。

イ 留意事項

次の事項を踏まえて、判断されるものであること。

- a 災害の発生を防止するための措置が適切に講じられるものであるか否か。
- b 資金計画等からみて申請書記載の内容どおりに工事が施工されることが確実かどうか。

③ 第3号関係

ア 農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがある場合「農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼす」場合としては、開発行為により農業用排水施設が損壊される場合、農業用排水施設に土砂等が流入して用排水が停滞する場合、農業用排水施設に汚濁水が流入する場合、農業用排水施設に過大な水が流入して農地等に溢水する場合等が該当すると解されること。

イ 留意事項

次の事項を踏まえて、判断されるものであること。

- a 開発行為に係る土地の周辺における農業用排水施設の有無、その施設がある場合には、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置が適切に講じられているか否か。
- b 資金計画等からみて申請書記載の内容どおりに工事が施工されることが確実かどうか。

(3) その他都道府県部局間等調整

① 転用許可担当部局等との調整

開発行為に係る事業の対象となる土地の一部が農地法第4条第1項又は第5条第1

項の許可を受けることを要する土地である場合には、都道府県又は指定市町村の開発許可担当部局は、都道府県又は農地転用関係指定市町村の転用許可担当部局と相互に連絡し、所要の調整を行うこと。なお、都道府県の開発許可担当部局と農地転用関係指定市町村の転用許可担当部局との間の連絡調整については、当該農地転用関係指定市町村の農業振興地域制度担当部局を経由して行うものとする。

② 他法令許可担当部局との調整

申請に係る開発行為を行うために、都市計画法、森林法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、開発許可担当部局は、これらの許可、認可等の担当部局（これらの許可、認可等の権原を有する者が都道府県知事以外の者である場合にあっては、当該権原を有する者）との間で、あらかじめ所要の調整を行い、同時審査、同時処分をするよう措置することが望ましいこと。

③ 商工担当部局との連絡・調整

ア 商工担当部局への連絡

都道府県及び指定市町村の農業振興地域制度担当部局は、法第15条の2第1項に規定する者から商工関係の事業に関し同項の許可の申請又はそのための事前協議があった場合には、直ちに許可申請の写しその他の資料を都道府県商工担当部局に送付連絡することが望ましいこと。なお、指定市町村の農業振興地域制度担当部局から都道府県の商工担当部局への送付連絡については、当該都道府県の農業振興地域制度担当部局を経由して行うことが望ましい。

イ 商工担当部局との調整

都道府県の農業振興地域制度担当部局は、都道府県商工担当部局からアの連絡に係る開発行為に係る土地の区域を農用地区域から除外すべき旨の意見を受けた場合には、都道府県商工担当部局の意見を十分尊重して必要な調整を図ることが望ましいこと。

ウ 農用地利用計画の変更

イの調整の結果その開発行為が農用地区域のうち比較的重要性の低い部分で行われ、又は小規模な範囲で行われる場合等であって、農業生産基盤整備事業の円滑な実施が困難となる等整備計画の達成に著しい支障を及ぼすものでないと認められるときは、農用地利用計画が変更されるよう取り扱われることが望ましいこと。

④ 林務担当部局との調整

都道府県及び指定市町村の農業振興地域制度担当部局は、法第15条の2第1項の許可の申請に係る行為が林道の設置に係るものである場合には、当該林道の位置等について、都道府県林業担当部局と必要な調整を図ることが望ましいこと。なお、指定市町村の農業振興地域制度担当部局と都道府県林業担当部局との間の調整については、当該都道府県の農業振興地域制度担当部局を経由して行うことが望ましい。これらの場合、農業開発に支障を及ぼさないと認められるときは、同条第4項第1号には該当しないものと考えられること。

6 許可の条件（法第15条の2第5項関係）

法第15条の2第1項の許可をするに当たって、必要に応じ、例えば、次の条件を付すこと。また、その他の条件を付すに当たっては、その条件を具体的かつ明確なものと

すること。

- (1) 申請書及び添付書類に記載された計画に従って開発行為を行うこと。
- (2) 開発行為の施工中において適切な防除措置を講ずること。
- (3) 開発行為を中止し又は廃止する場合には、農用地としての利用を困難としないための措置及び適切な防災措置を講ずること。
- (4) 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後6か月ごとに工事の進捗状況を報告すること。
- (5) 許可に係る工事を完了し、又は中止し若しくは廃止した場合には遅滞なくその旨を報告すること。

## 7 許可指令書の交付及び事後確認

### (1) 指令書の交付

許可又は不許可を決定したときは、指令書を申請者に交付すること。その際、次の事項に留意すること。

#### ① 注意事項の記載

許可指令書には、必要に応じ、「注意事項」として、「本件許可に付した条件に違反して開発行為をし、又は偽りその他不正な手段により開発許可を受けたことが明らかとなった場合には、農業振興地域の整備に関する法律第15条の3の規定により開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命じることがあります。」旨を記載すること。

#### ② 教示の記載

不許可又は条件を付しての許可の処分の際して、この処分に対して不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内又はこの処分の日から起算して1年以内に、都道府県知事に対し審査請求ができる旨及びこの処分の取消しを求めるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内又はこの処分の日から起算して1年以内（ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から6か月以内）に、都道府県を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となる。）処分の取消しの訴えができる旨をその指令書に記載して、このことを教示すること。

（留意事項）指定市町村にあつては、下線の部分は、「都道府県」は「市町村」、「都道府県知事」は「市町村長」と読み替えるものとする。

### (2) 開発行為の確認

開発行為の完了の報告があつた場合には、申請書に記載された計画に従って開発行為が行われているかどうか確認することが適当であること。

また、開発行為を中止し又は廃止したことを知り、又は開発行為の中止又は廃止の報告があつた場合には、農用地等としての利用を困難にしないための措置及び適切な防災措置が講じられているか否かを確認し、講じられていない場合には、これらの措置を講ずるよう申請者を指導することが望ましいこと。

## 8 国又は地方公共団体が行う開発行為に係る協議の成立基準（法第15条の2第8項関係）

国又は地方公共団体が行う開発行為に係る協議の成立基準については、法第15条の2第4項に規定する許可の基準のほか、5の開発行為の許可の可否の決定に当たっての留意事項の例によること。

また、当該協議については、客観性及び公平性を確保する観点から公文書により行うことが適当であること。

上記公文書の様式については、別紙「農業振興地域制度に関する参考様式集」第9の(様式4)に開発協議書の様式を示すので、参考とされたい。

なお、当該協議を行った場合には法第15条の2第4項第1号の規定により農用地区域のままで当該協議が成立することはないことから、国及び地方公共団体の施設整備担当部局と都道府県の農業振興地域制度担当部局は、当該協議に当たっては、農用地区域以外の土地の中に代替地がないかどうかを調整することが適当であり、その上で、市町村の農業振興地域制度担当部局と調整し、やむを得ず農用地区域内の土地において開発行為を行うことが必要であると判断される場合には、農用地区域からの除外を行った上で当該開発行為を行うこととなることに留意すること。

## ■農業振興地域の整備に関する法律の事務取扱要領（平成12年4月3日施行）

### 第5 農用地区域内における開発行為（許可権者が知事の場合）

#### 1 農用地区域内における開発行為についての許可申請

##### (1) 申請書の提出

法第15条の2第1項の許可を受けようとする者は、省令第34条に規定する申請書（別記様式第29号。以下「申請書」という。）を、その申請に係る土地を管轄する市町村長を経由の上、知事に提出するものとする。

##### (2) 申請書への添付書類

(1)の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- イ 開発行為に係る土地の位置及びその付近の状況を明らかにした縮尺2万5千分の1～5千分の1程度の図面
- ロ 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し、商業・法人登記簿の抄本又は謄本及び開発行為に係る取締役会議事録
- ハ 開発行為が建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築又は増築である場合にあつては、敷地内における当該建築物等の位置を明らかにした縮尺5百分の1程度の図面
- ニ 所有者以外の者が開発行為を行う場合にあつては、所有者及び当該土地につき使用又は収益を目的とする権利を有するものの意向を記載した書面
- ホ 開発行為に関連して法令（条例を含む。以下同じ。）の定めるところにより許可、認可等を要する場合において、これを終了しているときは、その写し又はその旨を証する書面
- ヘ 当該土地の登記簿謄本及び公図
- ト 土地改良区との協議書又は念書
- チ その他参考となるべき書類



(3) 市町村長の処理

イ 地方振興事務所長又は地方振興事務所地域事務所長への進達

市町村長は、申請書の提出があったときは、申請書の記載事項等について検討して意見書（別記様式第30号）を作成し、これを申請書に添付して地方振興事務所長又は地方振興事務所地域事務所長に進達するものとする。

ロ 指令書の交付

市町村長は、(4)のハにより地方振興事務所長又は地方振興事務所地域事務所長から指令書の送付を受けたときは、これを速やかに申請者に交付するものとする。

(4) 県の処理

県は、法及びガイドラインの規定に沿って、却下、許可又は不許可の判断を行う。

イ 地方振興事務所長及び地方振興事務所地域事務所長による審査

地方振興事務所長及び地方振興事務所地域事務所長は、市町村長から申請書の進達があったときは、申請書の内容を審査し、申請書の記載事項又は添付書類が不備な場合は、これを補正又は追完させるものとする。

ロ 地方振興事務所長及び地方振興事務所地域事務所長による判断

地方振興事務所長及び地方振興事務所地域事務所長は、申請ごとに調書（別記様式第31号）を作成し、必要がある場合には現地調査を行い、却下、許可又は不許可の判断を行うものとする。

なお、当該許可に係る開発行為が30アールを超える農地法第2条第1項に規定する農地が含まれる土地に係るものであるときは、法第15条の2第6項に基づき、あらかじめ、農業委員会等に関する法律第43条第1項に規定する都道府県機構（一般社団法人宮城県農業会議）の意見を聴くこと。

ハ 指令書の交付

地方振興事務所長及び地方振興事務所地域事務所長は、却下、許可又は不許可を決定したときは、指令書（別記様式第32号）を、市町村長を経由して申請者に交付するものとする。

2 地方振興事務所長及び地方振興事務所地域事務所長による監督指導等

(1) 工事の進ちょく状況の把握

地方振興事務所長及び地方振興事務所地域事務所長は、許可した事案について開発行為の進ちょく状況を管理するものとし、開発行為者に対し、許可の日から3か月後及びその後6か月ごとに工事進ちょく状況報告書を、また、工事が完了（中止、廃止）したときは遅滞なく工事完了（中止、廃止）報告書を市町村長を経由して提出するよう指導するものとする。ただし、農業関係補助事業に係る開発行為についてはこの限りでない。

(2) 開発行為の確認

地方振興事務所長及び地方振興事務所地域事務所長は、開発行為の完了の報告があったときは、申請書に記載された計画に従って開発行為が行われているかどうかを確認するものとする。

(3) 開発行為者への指導

地方振興事務所長及び地方振興事務所地域事務所長は、開発行為の中止若しくは廃

止したことを知り、又は開発行為の中止若しくは廃止の報告があった場合は、農地等としての利用を困難にしないための措置及び適切な防災措置が講じられているか否かを確認し、これらの措置が講じられていないときには、これらの措置が講じられるよう、開発行為者に対し市町村と協力の上、指導するものとする。

【注】 ここでいう「省令」とは、農業振興地域整備に関する法律施行規則を指す。



**【お問合せ先】**

宮城県北部地方振興事務所

農業振興部調整指導班

〒989-6117 宮城県大崎市古川旭四丁目1番1号

電話 (0229) 91-0718

ファクシミリ (0229) 23-0910

電子メール [nh-nsbnt@pref.miyagi.lg.jp](mailto:nh-nsbnt@pref.miyagi.lg.jp)